

# 鳥城会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、関東地方における旧鳥取第一中学校（以下、「鳥取一中」という。）、旧鳥取高等女学校（以下、「鳥取高女」という）及び鳥取西高等学校（以下、「鳥取西高」という。）の卒業生で組織する鳥取西高関東同窓会であり、鳥城会と称する。

### (目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を厚くし、その福利をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

### (会員)

第3条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 関東地方およびその近くに在住する鳥取一中、鳥取高女および鳥取西高の卒業生（これに準ずる者を含む）で、入会を希望する者。
- (2) 前号により入会した者であっても、3年度にわたって総会案内状に返答がなく、なおかつ会費を納入しない者は脱会された者とみなし、名簿から削除するものとする。
- (3) 会員のうち満80歳以上の会員を名誉会員とする。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、鳥城会にとって当該就任が極めて荣誉である者を特別名誉会員とすることができる。

### (事務所)

第4条 この会の事務所は、会長が指定するところに置き、日常の会務を処理する。

### (事業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、会員名簿の整備、その他必要な事業を行う。

## 第2章 役員

### (役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名とし、うち1名は事務局長を務める。
- (3) 監査役 1名以上
- (4) 幹事 若干名

### (役員を選出)

第7条 会長、副会長および監査役は総会において選出する。

2. 幹事は会長が委嘱する。
3. 役員任期は2年とする。ただし補欠の任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は任期満了後再任することができる。

### (顧問・相談役)

第8条 この会に顧問、相談役を置くことができる。

2. 顧問、相談役は会長が推薦し、総会において承認する。

3. 相談役は会務の重要事項につき会長の諮問に応える。
4. 顧問は必要に応じて会長の諮問に応える。

(役員の仕事)

第9条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 監査役は会計を監査する。
4. 幹事は幹事会を構成し、事務局長を補佐して会務に当る。

### 第3章 議決および執行

(総会)

第10条 この会の最高議決機関は総会とし、毎年1回会長が招集する。

2. 次の場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。
  - (1) 会長が必要と認めた時
  - (2) 役員会が3分の2以上をもってその招集を要求した時
3. 総会には次の事項を付議する。
  - (1) 会則の改正
  - (2) 予算、決算の承認
  - (3) 会長、副会長および監査役の選任
  - (4) 顧問、相談役の承認
4. 総会の議事は出席会員の過半数により決める。可否同数の時は議長がこれを決める。

(会務の執行)

第11条 この会の会務は、事務局長を中心に副会長、幹事会が総務、会計、広報、名簿、レクリエーション活動などの職務を分担して執行する。

### 第4章 会計

(経費)

第12条 この会の経費は会計、寄付金、その他の収入をもって充てる。ただし、総会その他特別の経費を必要とする場合は、別にこれを徴収する。

(会費・寄付金)

第13条 この会の会費は、総会の決めるところにより年額2,500円を会員より徴収する。

2. 前項の会費のほかに、この会の財務基盤を強化するために、随時、会員有志から寄付金(1口5,000円)を受け入れるものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、第3条第3項に定める名誉会員及び学生会員(大学、大学院、専門学校に在籍の卒業生)からは会費を徴収しないものとする。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 付則

この会則は平成27年10月24日より施行する。

付則(令和5年10月28日改正)

第13条第3項 この規定は、令和5年10月28日から施行する。